

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(工事)

工事の名称、場所、期間及び種別	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備 考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
空調設備増設整備(北病棟手術室前室)	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R8.2.17	エア・ウォーター防災(株) 東京都品川区西五反田2丁目12番3号(第一誠実ビル4F)	一般競争入札	-	4,840,000	-				

(注1) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の 名称及び数量	経理責任者の 氏名、名称 及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 氏名及び住所	一般競争入札・指名 競争入札及び公募型 企画競争の別	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
								公益法 人の区 分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(工事)

工事の名称、場所、期間及び種別	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の 名称及び数量	経理責任者の 氏名、名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約によることとした 理由及び会計規程等の 根拠条文	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
遠隔確認サービス 一式	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R8.2.24	株式会社 アルファネット 東京都文京区後楽1丁目5-3	医療機器又はその他の器械、設備の保 守、修理、バージョンアップ、移設。国立 病院機構会計規程第52条第4項及び国 立病院機構契約事務取扱細則第17条の 2第1項第1号	-	2,112,000	-					
オートクレーブ 2式	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R8.2.10	サンメディックス株式会社 栃木県宇都宮市細谷町388-1	緊急案件全般。会計規程第52条第4 項及び契約事務取扱細則第17条の2 第1号。	-	15,620,000	-					
電子カルテメインスイッチ交 換作業	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R8.2.27	株式会社 アルファネット 東京都文京区後楽1丁目5-3	医療機器又はその他の器械、設備の保 守、修理、バージョンアップ、移設。国立 病院機構会計規程第52条第4項及び国 立病院機構契約事務取扱細則第17条の 2第1項第1号	-	3,943,599	-					

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)
に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。